

# 火災被害認定、罹災証明発行手続

## 1 火災被害認定、罹災証明発行手続に関する論点

### 火災被害認定や罹災証明発行手続の迅速化

今回の火災のような大規模火災において、被災者支援のため、被害認定、罹災証明等の作業を迅速化する方策を確立、普及すべきではないか。

(第2回検討会資料3より抜粋)

# 糸魚川市における取組

平成28年12月22日（木） **出火（23日16:30鎮火）**

平成28年12月24日（土） **消防本部において、消防法31条に基づく火災のために受けた損害の調査を実施、完了**

- ・市長部局（市民部）と共同で、調査・整理を実施
- ・火災原因より損害の調査を優先し、鎮火翌日に現地・外観調査

平成28年12月25日（日） **消防本部による被災証明書の発行開始**

- ・被災市民の利便性確保のため、市役所窓口で被災証明書を交付  
⇒ 被災証明書は、二次避難所（ホテル）、住まい（市営住宅等）の提供のほか、保険会社への火災保険金請求に活用。  
早期の公的証明発行により、被災者の不安を軽減。

平成28年12月30日（金） **新潟県が被災者生活再建支援法の適用を決定**

- ・被災者生活再建支援法適用に必要な住家被害認定を実施
- ・損害調査を基礎に、新潟県、専門家の助言を受けながら、消防本部、市長部局で「半焼」家屋を精査、調整

平成29年1月22日（日） **罹災証明書の発行開始**

- ・被災者情報を一元管理できる「被災者生活再建支援システム」を活用
- ・被災者説明会等により、被災者の避難先等を把握でき、ほぼ全ての被災者に罹災証明書を発行

## 火災損害調査結果 （平成29年3月22日時点）

**単位：棟**

計	全焼 70%以上	半焼 20%以上 70%未満	部分焼 10%以上 20%未満
147	120	5	22



## 住家被害認定結果 （平成29年3月22日時点）

**単位：棟**

計	全壊 50%以上	大規模 半壊 40%以上 50%未満	半壊 20%以上 40%未満	一部損壊 20%未満
147	121	2	2	22

# 罹災証明書について

○ 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、災害による被害の程度を証明する書面（罹災証明書）を交付しなければならないとされている。  
（災害対策基本法第90条の2）

○ 罹災証明書は、各種被災者支援策※の適用の判断材料として幅広く活用されている。

### ※各種被災者支援策

- 給付：被災者生活再建支援金、義援金 等
- 融資：(独)住宅金融支援機構融資、災害援護資金 等
- 減免・猶予：税、保険料、公共料金 等
- 現物支給：災害救助法に基づく応急仮設住宅、住宅の応急修理

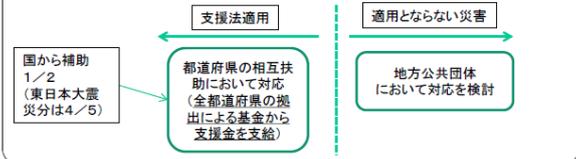
### <被災から支援措置の活用までの流れ>



## 被災者生活再建支援制度の概要

### 1. 制度の趣旨

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。



### 2. 制度の対象となる自然災害

10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等（別添参照）

### 3. 制度の対象となる被災世帯

- 上記の自然災害により
- ① 住宅が「全壊」した世帯
  - ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
  - ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
  - ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

### 4. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる  
（※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (3.①に該当)	解体 (3.②に該当)	長期避難 (3.③に該当)	大規模半壊 (3.④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を買替した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

### 5. 支援金の支給申請

- （申請窓口）市町村  
（申請時の添付書面）①基礎支援金：罹災証明書、住民票 等  
②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等） 等  
（申請期間）①基礎支援金：災害発生日から13月以内  
②加算支援金：災害発生日から37月以内

- 消防長又は消防署長は、消火活動をなすとともに火災の原因並びに火災及び消火のために受けた損害の調査(火災原因調査及び火災損害調査)に着手しなければならないとされている。(消防法第31条)
- 法律上の規程はないが、火災損害調査の結果は、被災者から申請があった時は書面を交付している(糸魚川市消防本部では、「被災証明書」と呼んでいる)。
- 当該書面は、火災保険などの請求に活用される。

＜被災から証明書交付までの流れ＞



※通常1か月程度の調査期間を要する

## 被災証明願

平成 28 年 12 月 25 日

糸魚川市消防長 様

願出人  
住所 本人記載  
氏名

下記のことについて証明願います。

被災内容	火災
被災日時	平成28年12月22日(木)
被災場所	糸魚川市
被災対象物	住宅
損害程度	全焼
その他	

証 第 201 号

上記願い出のとおり相違ないことを証明する。

平成 28 年 12 月 25 日

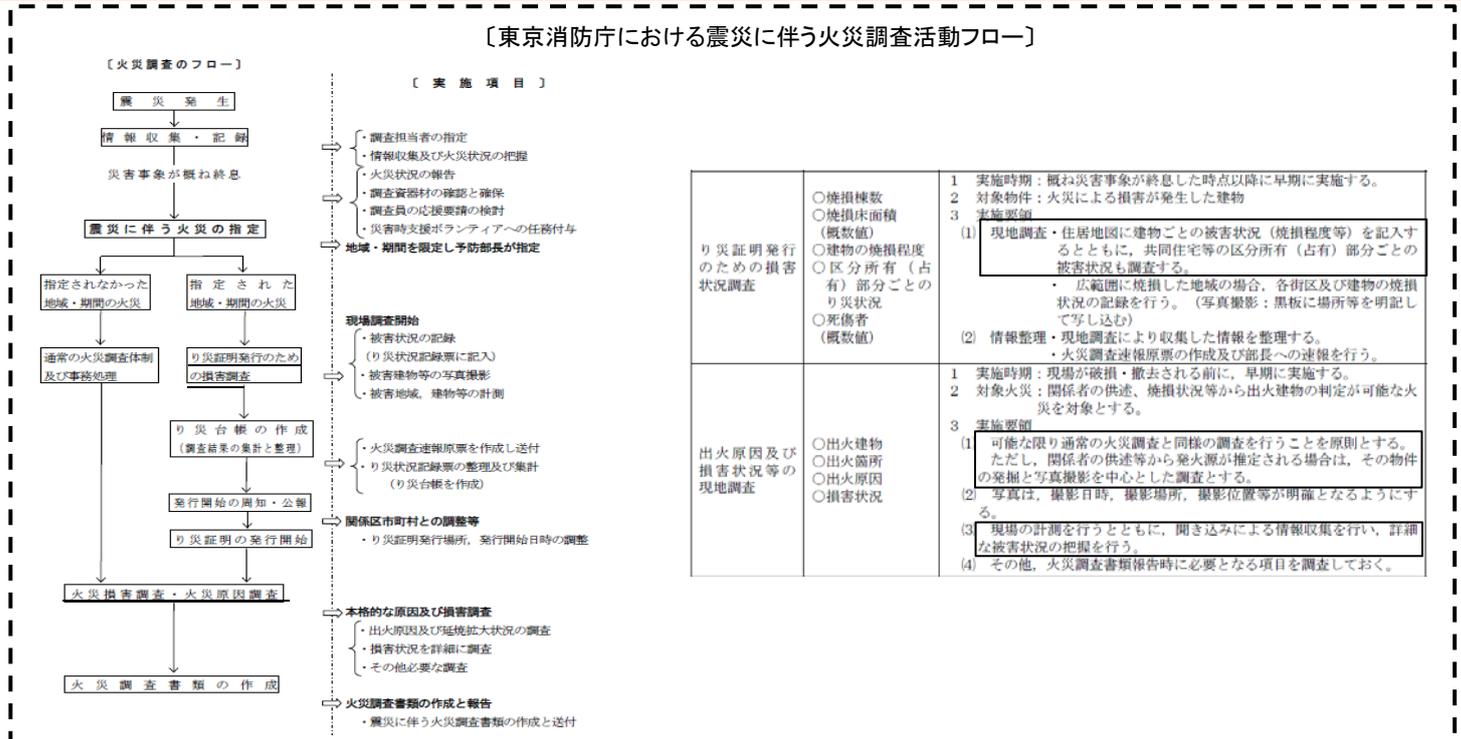
糸魚川市消防長 大滝 正史 印

## 迅速な証明書発行のための取組事例

### 東京消防庁

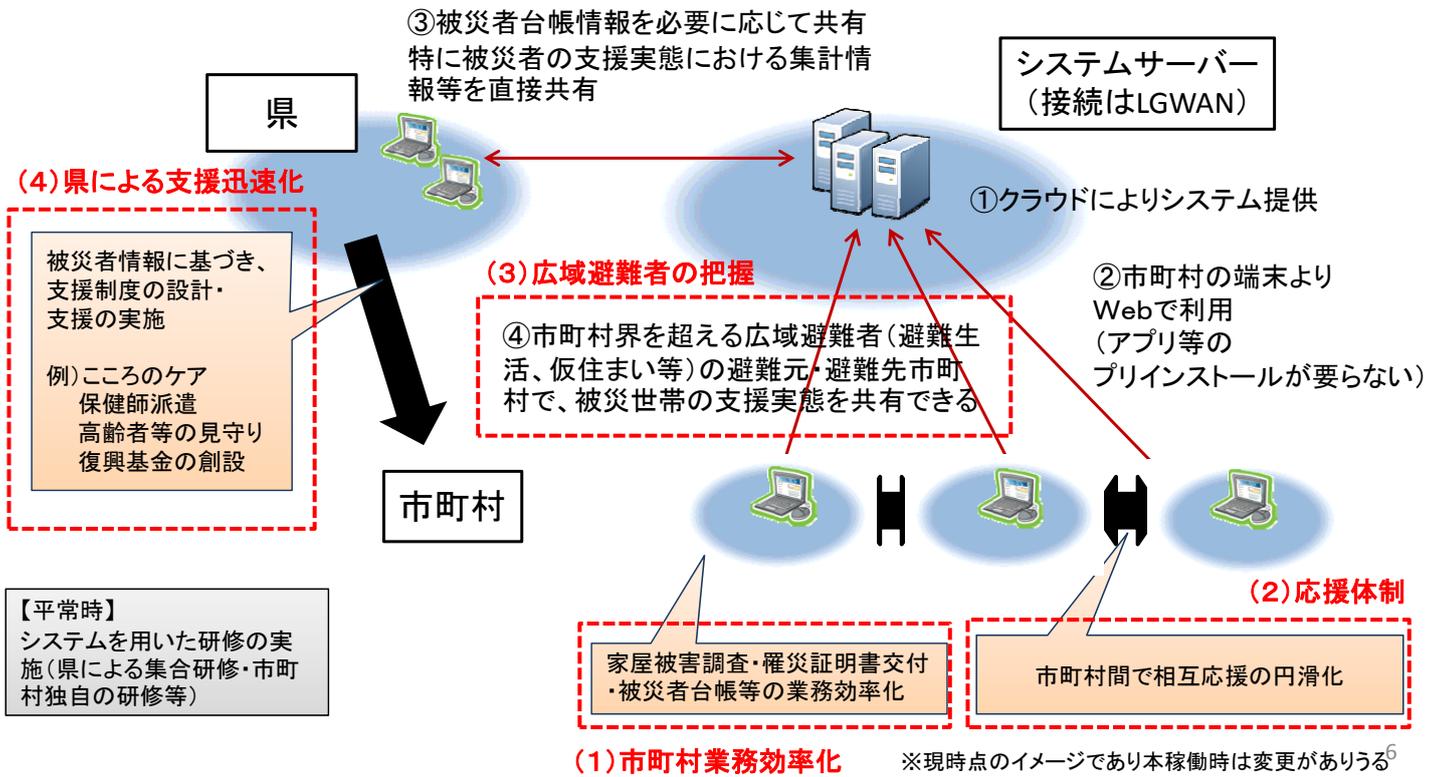
- 「東京消防庁火災調査規程」等において、通常の「火災損害調査」は1か月程度要するため、震災火災の場合には、より簡易なり災証明(任意)を発行する手続を定めている。
- 「り災証明」を市区町村で発行するために協定を結ぶよう取り組んでいる。

### 【東京消防庁における震災に伴う火災調査活動フロー】



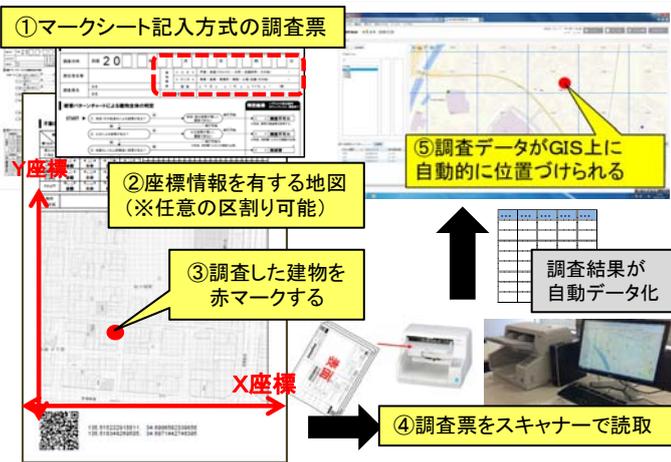
## 【導入スキーム】

- ①県庁内にサーバーを設置し、プライベート型クラウドによりシステム提供
- ②市町村は各自の端末からWeb上でシステム利用
- ③県・市町村間で被災者台帳情報を共有(提供)

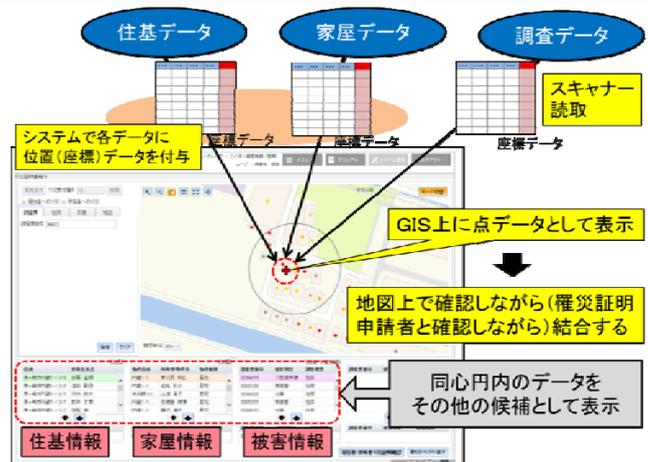


## 被災者生活再建支援システムの機能(例)

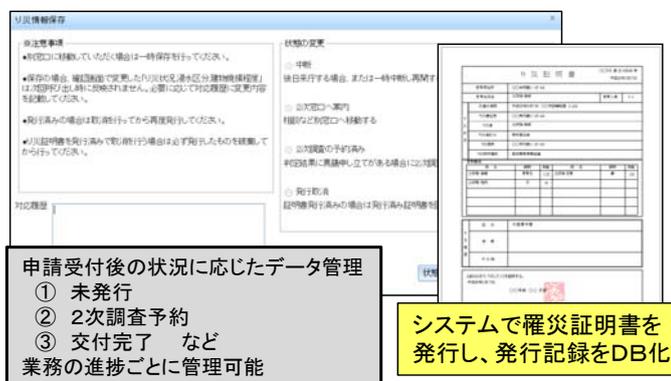
### (1) 家屋被害調査データ化



### (2) 住基・家屋・調査データの名寄せ



### (3) 罹災証明書の発行支援(発行状況の管理等)



### (4) 被災者台帳情報の市内共有

